

■武力攻撃災害への対処

町の、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行うため、必要な措置を講じます。

■応急措置等

- ・退避の指示を行い、住民を一時的に避難させます。
- ・警戒区域の設定をして、危険な区域内への立入りの制限などを行いません。



■応急公用負担等

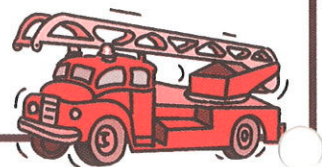
武力攻撃災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安等の措置を要請します。

■危険物質等の製造等の禁止・制限

汚染の拡大を防止するため、特に必要がある場合は、毒物、劇物などの危険物質等の取扱者に対して、製造等の禁止・制限を行いません。

■消防に関する措置等

消防機関による武力攻撃災害への対処について、被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行なわれる必要な措置を講じます。



第4編 復旧等

第4編では、町はその管理する施設等について、武力攻撃災害による被害が発生したときの応急復旧の措置、又災害復旧及び国民保護措置に要した費用等について、記載しています。

●応急の復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するインフラ施設の応急復旧の措置又管理する道路等の障害物除去その他運送等の確保の措置を講じます。

●武力攻撃災害の復旧

町は、武力攻撃災害により被害が発生したときは、町が管理する施設等について、国が示す方針に従い、北海道と連携して復旧を実施します。

●国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国への負担金の請求方法など必要な事項について定めています。

第5編 緊急処理事態等への対処

第5編では、大規模テロなど武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した場合、又は明白な危険が切迫していると認められるに至った場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため「緊急処理事態」として、武力攻撃事態等に準じた措置を講ずることを記載しています。

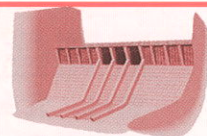
●緊急対策事態とは？

■攻撃対象施設等による分類

- ①危険物資を有する施設への攻撃（原子力事業所、ダムの破壊等）
- ②大規模集客施設等への攻撃（ターミナル駅、列車等）

■攻撃手段による分類

- ①大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌、サリン等）
- ②交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）



緊急処理事態への対処

緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて実施します。

【お問い合わせ先】

清里町役場 総務課

http : //www.town.kiyosato.hokkaido.jp/
E-mail : kysomu@town.kiyosato.hokkaido.jp

☎0152-25-2131